



熊本県公報

第 1 2 1 9 3 号

平成 25 年 3 月 1 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (") 1
- 軽油取引税に係る特約業者の指定の取消し…………… (税務課) 2
- 漁船保険義務加入同意の承認(棚底加入区)…………… (団体支援課) 2
- 菊池広域連合の規約の一部変更…………… (市町村行政課) 2
- 上益城広域連合の規約の一部変更…………… (") 2
- 口頭による開示請求を行うことができる個人情報の一部改正…………… (県政情報文書課) 2
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課) 2
- 救急医療機関に関する認定…………… (医療政策課) 16
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 17
- 道路の区域変更…………… (道路保全課) 17
- 道路の使用開始…………… (") 17
- 公 告**
- 県営土地改良事業計画…………… (農村計画課) 17
- 県営土地改良事業計画…………… (") 18
- 県営土地改良事業計画…………… (") 18
- 県営土地改良事業計画…………… (") 18
- 県営土地改良事業計画…………… (") 18
- 都市計画法に係る開発行為工事完了公告…………… (建築課) 19
- 都市計画法に係る開発行為工事完了公告…………… (") 19
- 公共測量の実施…………… (監理課) 19
- 平成24年度第2回消費生活審議会…………… (消費生活課) 19
- 平成25年二級建築士試験の実施…………… (建築課) 20
- 平成25年木造建築士試験の実施…………… (") 21
- 一時利用地の指定…………… (農地整備課) 22
- 登 載 依 頼**
- 平成24年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会の開催…………… (芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会) 22
- 平成24年度第2回熊本県男女共同参画審議会の開催…………… (熊本県男女共同参画審議会) 23

告 示

熊本県告示第176号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項本文の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の規定により公示する。

平成25年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション 菊英 菊池市旭志弁利82番地1 旭志 石田医院内	株式会社菊英	平成25年3月1日

熊本県告示第177号

介護保険法(平成9年法律第123号)第53条第1項本文の規定により指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の10の規定により公示する。

平成25年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

(介護予防訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーション 菊英 菊池市旭志弁利 8 2 番地 1 旭志 石田医院内	株式会社菊英	平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県告示第 1 7 8 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 1 4 4 条の 9 第 3 項の規定により、軽油引取税の特約業者の指定を次のとおり取り消した。

平成 2 5 年 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
有限会社門岡石油店	熊本市北区大窪五丁目 1 3 - 1 3	平成 2 5 年 1 月 1 日

熊本県告示第 1 7 9 号

漁船損害等補償法（昭和 2 7 年法律第 2 8 号。以下「法」という。）第 1 1 2 条の 2 第 2 項の規定による届出を審査した結果、次の加入区について法第 1 1 2 条第 1 項に規定する同意があったものと認められるので、法第 1 1 2 条の 2 第 3 項の規定により公示する。

なお、平成 2 1 年熊本県告示第 1 6 0 号で公示した次の加入区の指定漁船を普通損害保
険に付すべき義務は、法第 1 1 3 条の 2 第 1 項第 1 号の規定により平成 2 5 年 3 月 2 日限
りで消滅するので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

棚底加入区

熊本県告示第 1 8 0 号

菊池広域連合長から申請のあった菊池広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 2 5 年 2 月 2 0 日付けでこれを許可した。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 1 8 1 号

上益城広域連合長から申請のあった上益城広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、平成 2 5 年 2 月 2 0 日付けでこれを許可した。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県告示第 1 8 2 号

平成 2 2 年 6 月 2 5 日熊本県告示第 6 4 8 号（口頭による開示請求をすることができる個人情報）の一部を次のように改正する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

表熊本県非常勤職員採用試験（熊本県土砂災害ハザードマップ作成支援業務嘱託員）の項の次に次のように加える。

熊本県非常勤職員採用試験（熊本県建築嘱託員）	総合得点及び総合順位	合格発表の日 から 1 月	建築課
------------------------	------------	------------------	-----

熊本県告示第 1 8 3 号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東岡（2 0 9 - 1 - 0 0 6）

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号)
淵浦 (上) - 1 (209-1-001-1)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市牛深町淵浦
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
淵浦 (上) - 2 (209-1-001-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町淵浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
淵浦 (中) (209-1-002)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町淵浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
寺山 (下) (209-1-013)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町久玉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
山の浦 (8) (209-1-022)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市深海町浅海
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山の浦（9）（209-1-023）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市深海町浅海
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山の浦（10）（209-1-024）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市深海町浅海
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山の浦（11）（209-1-025）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市深海町浅海
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
東多々良（東）（209-1-034）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市深海町東多々良
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
春道（上）（209-1-043）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市二浦町亀浦
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- （「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）

- 春道（下）（209-1-044）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市二浦町亀浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (13)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
竹崎-1（533-1-017-1）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町河浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (14)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
竹崎-2（533-1-017-2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町河浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (15)
 - ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
中村-1（533-1-022-1）
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市河浦町河浦
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (16)
 - ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
中村-2（533-1-022-2）
 - イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町河浦
 - ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
 - オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (17)
 - ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
本郷南（533-1-039）
 - イ 土砂災害警戒区域の所在地
天草市河浦町宮野河内
 - ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
 - エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 土石流
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浦河内-1 (209-1-007-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町中浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浦河内-2 (209-1-007-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町中浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浦河内-3 (209-1-007-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町中浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浦河内-4 (209-1-007-4)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町中浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浦河内-5 (209-1-007-5)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町中浦
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浅海4-1 (209-1-010-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町浅海
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浅海4-2 (209-1-010-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町浅海
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浅海4-3 (209-1-010-3)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市深海町浅海
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 寺の迫-1 (209-1-034-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市久玉町吉田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 寺の迫-2 (209-1-034-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 天草市久玉町吉田
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 新久玉5-1 (209-1-036-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 天草市久玉町新久玉
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
新久玉 5-2 (209-1-036-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町新久玉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡東-1 (209-1-039-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡東-2 (209-1-039-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡東-3 (209-1-039-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡東-4 (209-1-039-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岡東－5（209－1－039－5）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岡東－6（209－1－039－6）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岡東－7（209－1－039－7）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岡東－8（209－1－039－8）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
岡東－9（209－1－039－9）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡東
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡三岡四 (209-1-040)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡四-1 (209-1-042-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡四-2 (209-1-042-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
岡四-3 (209-1-042-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
荒木川-1 (209-1-046-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町元下須
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地

- (44) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 荒木川-2 (209-1-046-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市牛深町元下須
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地)
- (45) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 荒木川-3 (209-1-046-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市牛深町元下須
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地)
- (46) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 淵の浦-1 (209-1-067-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市牛深町淵浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地)
- (47) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 淵の浦-2 (209-1-067-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市牛深町淵浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地)
- (48) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 淵の浦-4 (209-1-067-4)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市牛深町淵浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項 次の図のとおり (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地)
- (49) ア 城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 淵の浦-5 (209-1-067-5)

- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町湊浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
秋葉神社横一 1 (209-1-074-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
秋葉神社横一 2 (209-1-074-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市牛深町茂串
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
久玉 (209-1-001 (人))
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市久玉町久玉
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
瀬の上一 1 (523-1-028-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市有明町大浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
瀬の上二 2 (523-1-028-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市有明町大浦
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
八反田-1(523-1-038-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市有明町須子
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
八反田-2(523-1-038-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市有明町須子
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
八反田-3(523-1-038-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市有明町須子
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
松尾(529-1-029)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市新和町大多尾
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
中須(530-1-033)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市五和町二江
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊

- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (60) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
長畑（532-1-007）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市天草町下田北
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (61) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
倉田-1（533-1-013-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町河浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (62) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
倉田-2（533-1-013-2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町河浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (63) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
倉田-3（533-1-013-3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町河浦
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (64) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
町立病院南-1（533-1-001（人）-1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草市河浦町白木河内
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (65) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 町立病院南-2 (533-1-001 (人)-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市河浦町白木河内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- (66) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 町立病院南-3 (533-1-001 (人)-3)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草市河浦町白木河内
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

2 苓北町

- (1) ア 土砂災害警戒区域の箇所名 (番号) 松原 (南) (531-1-005)
- イ 土砂災害警戒区域の所在地 天草郡苓北町坂瀬川
- ウ 土砂災害警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流

- (2) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 和田-1 (531-1-008-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草郡苓北町坂瀬川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- (3) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 和田-2 (531-1-008-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地 天草郡苓北町坂瀬川
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
- エ 次の図のとおり 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項

- (4) ア (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。) 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号) 釜入口停留所 (531-1-027)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- ウ 天草郡苓北町志岐
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
白岩崎 (531-1-036)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草郡苓北町富岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (6) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
城山公園下-1 (531-1-041-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草郡苓北町富岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
城山公園下-2 (531-1-041-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
天草郡苓北町富岡
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 1 8 4 号

救急病院等を定める省令 (昭和 3 9 年厚生省令第 8 号) 第 1 条第 1 項の規定により次の
とおり救急病院を認定したので、同令第 2 条第 1 項の規定により告示する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

名 称	所 在 地	認 定 期 間
国民健康保険天草市立河浦 病院	天草市河浦町白木河内 2 2 3 番地 1 1	平成 25 年 3 月 13 日から 平成 28 年 3 月 12 日まで
社団法人天草郡市医師会立 天草地域医療センター	天草市亀場町食場 8 5 4 - 1	平成 25 年 4 月 1 日から 平成 28 年 3 月 31 日まで
社会医療法人稲穂会天草慈 恵病院	天草郡苓北町上津深江 2 7 8 - 1 0	平成 25 年 7 月 18 日から 平成 28 年 7 月 17 日まで

熊本県告示第 1 8 5 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 5 年 2 月 2 2 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	レズ夫人 狂った下半身（新東宝） 股を広げたエロ夫人（新東宝） 若未亡人 うるむ肉壺（オーピー） 感じる若妻の甘い蜜（オーピー） お色気女将 みだら開き（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

熊本県告示第 1 8 6 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前後	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
一般県道	古石天月線	葦北郡芦北町大字国見字葛ノ俣 8 0 8 番 1 地先から 葦北郡芦北町大字国見字神畑 5 9 2 番 1 2 地先まで	前	7.6 ～ 9.9	81.0	仮設道路の撤去
				4.3 ～ 11.6	91.8	
			後	7.6 ～ 9.9	81.0	

2 区域を変更する期日 平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県告示第 1 8 7 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 2 5 年 3 月 1 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 2 5 年 3 月 1 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	玉名植木線	玉名郡玉東町大字原倉字小太 8 5 8 番 1 7 地先から 同所 8 5 7 番 9 地先まで	68.0	単道改

2 供用を開始する期日 平成 2 5 年 3 月 1 日

公 告

熊本県公告第 1 1 0 号

土地改良法（昭和 2 4 年法律第 1 9 5 号）第 8 7 条第 1 項の規定に基づき、県営天草中央中地区（永田工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第 5

項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15
 日以内に異議申立てをすることができる。
 平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営天草中央中地区（永田工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成25年3月4日から平成25年4月1日まで
- 3 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第111号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中
 央中地区（葛根林工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第
 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15
 日以内に異議申立てをすることができる。
 平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営天草中央中地区（葛根林工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成25年3月4日から平成25年4月1日まで
- 3 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第112号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中
 央中地区（笠河内工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第
 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15
 日以内に異議申立てをすることができる。
 平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営天草中央中地区（笠河内工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成25年3月4日から平成25年4月1日まで
- 3 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第113号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中
 央中地区（樋口工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第
 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15
 日以内に異議申立てをすることができる。
 平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
 県営天草中央中地区（樋口工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
 平成25年3月4日から平成25年4月1日まで
- 3 縦覧場所
 天草市役所

熊本県公告第114号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営天草中
 央中地区（寺領工区）土地改良事業（農業用排水施設）の計画を定めたので、同条第
 5項の規定に基づき公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。
 この土地改良事業計画に異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15
 日以内に異議申立てをすることができる。

平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営天草中央中地区（寺領工区）土地改良事業（農業用排水施設）計画書の写し
- 2 縦覧期間
平成25年3月4日から平成25年4月1日まで
- 3 縦覧場所
天草市役所

熊本県公告第115号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市福原字大門口2483番2及び同2483番1の一部
495.17平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市竹迫2482番地
緒方 幸博

熊本県公告第116号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市御代志字黒木1988番10
330.59平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市須屋1565番地
村上 史郎

熊本県公告第117号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局菊池川河川事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量 （水準測量）	平成25年1月19日から 平成25年7月16日まで	玉名市の一部

熊本県公告第118号

平成24年度第2回熊本県消費生活審議会の会議を次のとおり開催する。
平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開催日時
平成25年3月27日 午前10時
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階審議会室
- 3 議題
(1) 第2次熊本県消費者施策の推進に関する基本計画の策定について（報告）
(2) 消費者基本計画推進部会（仮称）の設置について
- (3) アクションプラン市町村協議の概要報告について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。

(2) 傍聴の受付は、先着順で行い、定員になり次第終了する。

6 問合せ先

熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号

熊本県環境生活部県民生活局消費生活課企画・事業者指導班（熊本県消費生活審議会事務局）

（電話 096-333-2309）

熊本県公告第119号

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定により、平成25年二級建築士試験を次のように実施する。

平成25年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 試験期日及び日程

(1) 学科の試験

平成25年7月7日（日） 午前10時から午後5時10分まで

(2) 設計製図の試験

平成25年9月15日（日） 午前11時から午後4時まで

2 試験地

熊本市

3 試験場所

(1) 学科の試験

東海大学（熊本キャンパス） 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号

(2) 設計製図の試験

熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号

4 受験申込手続

(1) 郵送による受験申込み

郵送による受験申込みについては、過去に二級建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成24年以前の二級建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者、又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間

平成25年3月19日（火）から平成25年4月3日（水）まで

イ 受験申込方法

次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること（締切日の消印有効）。

〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号

財団法人建築技術教育普及センター本部

(2) インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に二級建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。

ア 受験申込受付期間及び受付時間

(ア) 期間 平成25年3月28日（木）から平成25年4月3日（水）まで

(イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで

イ 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaeic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。

(3) 受付場所における受験申込み

過去に二級建築士試験を受験したことがない者（過去に受験した二級建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。）は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みは、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行うことができる。なお、受験申込書の受付は、(ア)の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。

ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間

(ア) 社団法人熊本県建築士会2階会議室 熊本市中央区神水一丁目3番7号

(イ) 期間 平成25年4月11日（木）から平成25年4月15日（月）まで

(ウ) 時間 午前10時から午後5時まで

(4) 学科の試験の免除の申請

学科の試験の免除の申請は、平成23年若しくは平成24年に行った試験の学科の試験（他の都道府県知事が行ったものを含む。）の合格通知書又は平成24年の設計製図の試験の不合格の通知書で平成25年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを添付することにより行う。

5 受験票の交付

受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、平成25年6月14日（金）頃、受験有資格者に発送する。ただし、インターネットによる受験申込みをした者については、平成25年4月19日（金）頃、受験票を発送する。

6 合格者の発表及び合否の通知

(1) 学科の試験

- 平成25年8月27日(火)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- (2) 設計製図の試験
平成25年12月5日(木)(予定)に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
- 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
- 8 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成25年6月12日(水)頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第120号

建築士法(昭和25年法律第202号)第13条の規定により、平成25年木造建築士試験を次のように実施する。

平成25年3月1日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 試験期日及び日程
 - (1) 学科の試験
平成25年7月28日(日) 午前10時から午後5時10分まで
 - (2) 設計製図の試験
平成25年10月13日(日) 午前11時から午後4時まで
- 2 試験地
熊本市
- 3 試験場所
 - (1) 学科の試験
東海大学(熊本キャンパス) 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
 - (2) 設計製図の試験
熊本学園大学 熊本市中央区大江二丁目5番1号
- 4 受験申込手続
 - (1) 郵送による受験申込み
郵送による受験申込みについては、過去に木造建築士試験の受験をしたことがある者のうち、平成24年以前の木造建築士試験の受験票若しくは合否の通知書が貼付されている者又は離島等で直接申込みができない等やむを得ない事情がある者で、勤務先の証明書若しくは住民票が添付されているものに行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間
平成25年3月19日(火)から平成25年4月3日(水)まで
 - イ 受験申込方法
次の宛先に、必ず簡易書留で郵送すること(締切日の消印有効)。
〒104-0031 東京都中央区京橋二丁目14番1号
財団法人建築技術教育普及センター本部
 - (2) インターネットによる受験申込み
インターネットによる受験申込みについては、平成16年以降に木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾をしている者に限り行うことができる。
 - ア 受験申込受付期間及び受付時間
 - (ア) 期間 平成25年3月28日(木)から平成25年4月3日(水)まで
 - (イ) 時間 受付開始日の午前10時から受付終了日の午後4時まで
 - イ 受験申込方法
財団法人建築技術教育普及センターのホームページ(<http://www.jaic.jp/>)において、必要な事項を入力し申し込むこと。
 - (3) 受付場所における受験申込み
過去に木造建築士試験を受験したことがない者(過去に受験した木造建築士試験の受験票又は合否の通知書を貼付できない者を含む。)は、必ず受付場所における受験申込みを行うこと。また、受付場所における受験申込みは、(1)又は(2)による受験申込みができなかった者も行いうことが可能。なお、受験申込書の受付は、(ア)の受付場所に申込者本人が当該申込書を直接提出することにより行う。
 - ア 受験申込書の受付場所、受付期間及び受付時間
 - (ア) 社団法人熊本県建築士会2階会議室 熊本市中央区神水一丁目3番7号
 - (イ) 期間 平成25年4月1日(木)から平成25年4月15日(月)まで
 - (ウ) 時間 午前10時から午後5時まで
 - (4) 学科の試験の免除の申請
学科の試験の免除の申請は、平成23年若しくは平成24年に行った試験の学科の試験(他の都道府県知事が行ったものを含む。)の合格通知書又は平成24年の

- 設計製図の試験の不合格の通知書で平成25年の学科の試験が免除できる旨記載されたものを添付することにより行う。
- 5 受験票の交付
受験票（受験番号、試験場等を明記したもの）は、原則として、平成25年6月14日（金）頃、受験有資格者に発送する。ただし、インターネットによる受験申込みをした者については、平成25年4月19日（金）頃、受験票を発送する。
 - 6 合格者の発表及び合否の通知
 - (1) 学科の試験
平成25年9月10日（火）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - (2) 設計製図の試験
平成25年12月5日（木）（予定）に合格者に合格した旨を、不合格者に不合格の旨及び成績を通知する。
 - 7 合否判定基準の公表
合格者の発表の際に、知事の決定した合否判定基準を財団法人建築技術教育普及センター支部等に掲示する。
 - 8 その他
 - (1) 「設計製図の試験」の課題は、平成25年6月12日（水）頃から財団法人建築技術教育普及センター支部及び社団法人熊本県建築士会の事務所等に掲示するとともに、「学科の試験」の試験場においても掲示する。
 - (2) 受験に際し、身体に障がいがあるため特に何らかの措置を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

熊本県公告第121号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第112条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年3月1日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 送付すべき書類
県営土地改良事業七浦地区（桜野換地区）に係る一時利用地指定通知書
- 2 送付を受けるべき者
竹本 熱男
- 3 2の者に送付すべき書類の要旨
 - (1) 一時利用地指定地の使用開始（従前の土地の使用及び収益の停止の日）
 - (2) 使用及び収益を停止する従前の土地及びこれに代わる一時利用地
- 4 縦覧期間
1の送付すべき書類は、平成25年3月1日から平成25年3月14日まで水俣市役所において縦覧に供する。
- 5 その他
1の送付すべき書類は、4の縦覧期間中は水俣市役所において保管し、その後は熊本県芦北地域振興局（農林部農地整備課）において保管しているので、送付を受けるべき者にいつでも交付する。
なお、2の者が受領しない場合は、平成25年3月10日に書類が到達したものとみなす。

登載依頼**芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会公告第1号**

平成24年度芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会を、次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成25年3月1日

芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会長

- 1 開催日時
平成25年3月4日（月）午後1時30分から午後2時30分まで
- 2 開催場所
熊本県水俣市栄町2丁目2番7号
あらせ会館 2階
- 3 議題
 - (1) 役員改選について
 - (2) 国保水俣市立総合医療センターの施設の更新について
 - (3) 管内の救急活動状況について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
 - (1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当会議の会場において受付のうえ、

- 事務局の指示に従い、会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順に行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県水俣市八幡町2丁目2番13号
熊本県芦北地域保健医療推進協議会救急医療専門部会事務局
(熊本県水俣保健所総務企画課)
(電話0966-63-4104)

熊本県男女共同参画審議会公告第33号

熊本県男女共同参画審議会の会議を次のとおり開催します。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおりです。

平成25年3月1日

熊本県男女共同参画審議会会長

- 1 開催日時
平成25年3月11日(月)
午後2時から午後4時まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県庁行政棟本館5階 審議会室
- 3 報告 内閣府調査 地方公共団体の男女共同参画の状況(平成24年度)
- 4 議事 (1) 高校生向け学習教材の改定案について
(2) 若者に対する男女共同参画の啓発について
(3) 審議会委員からいただいたテーマについて
- 5 その他
- 6 傍聴者の定員
10人
- 7 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において、受付のうえ事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができます。
(2) 傍聴の手続は、先着順で行い、定員になり次第終了します。
- 8 問い合わせ先
熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
熊本県男女共同参画審議会事務局
(熊本県環境生活部県民生活局男女参画・協働推進課)
(電話 096-333-2287)